

溶接容器溶接補修基準 KHKS0180 (2008)の定期見直しについて

1. 規格の趣旨

「溶接容器溶接補修基準」(KHKS0180)は、液化石油ガスを充てんする内容積が4,000L以上の溶接容器及び高圧ガス運送自動車用容器であってマンホールを有する容器を対象に、当該容器についての傷等の補修を行うための基準として平成11年3月に制定され、容器保安規則第21条第1項第5号(加工の基準)の機能性基準を満足する例示基準として使用されている。

2. 規格の制定・改正の経緯等

本基準は、溶接容器溶接補修基準 KHKS1180 として平成11年3月に制定された後、平成15年12月及び平成20年3月に改正が行われ、平成20年の改正において、基準番号はKHKS1180からKHKS0180に変更された。

溶接容器溶接補修基準 KHKS0180 (2008)は、平成22年7月26日に例示基準として施行された。

3. 見直しの方針(案)

本年度は、本基準改正から5年となるため、関係団体に当該基準の改正の要望調査を行ったが、特に改正要望はなく、また、KHKS0180 (2008)が例示基準として施行されてから2年も経過していないため、今回の見直しについては、「確認」としたい。